

令和元年度 財政援助団体等監査（２）監査結果措置状況

《特定非営利活動法人こうべユースネット（神戸市青少年会館指定管理者）》

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>(1) 指摘事項</p> <p>①施設及び設備維持管理の確認を行うべきもの</p> <p>会館の指定管理協定書では、指定管理者は、年度終了後 50 日以内に会館の管理業務の実施状況及び利用状況、会館主催事業等の実施状況、会館の管理及び自主事業に係る経費の収支状況を記載した事業報告書を本市に提出することとなっており、これに基づき管理運営にあたっての方針、会館主催事業等の概要と実績、利用状況、経費の収支状況等を記載した報告書が提出されているが、施設及び設備の維持管理に関する部分がない。</p> <p>ちなみに、施設及び設備の維持管理については、「公の施設の指定管理者制度運用マニュアル【様式集】」にある「施設及び設備の維持管理に関する仕様書」の様式で、施設管理業務責任者や法定資格者の選任、施設管理業務全体計画書の作成、業務内容、本市への各種届出や報告書の提出等の記載が求められているが、実際の仕様書上、詳細な記述は明記されていない。</p> <p>実情として、会館の施設及び設備の維持管理については、仕様書に基づき指定管理者から勤労会館の指定管理者である（公財）神戸いきいき勤労財団に再委託が行われており、指定管理者が直接実施しない業務があるが、本市への各種届出や報告書が提出されていないため、指定管理者が施設及び設備の維持管理業務に実質的に関与していないと言われても仕方のない状態となっている。</p> <p>本市所管局は、協定書上、管理業務の実施状況を報告してもらうようになっているのであるから、施設及び設備の維持管理業務についても報告を行ってもらうべきである。</p>	<p>指定管理者と協議し、指定管理者が本市へ年度終了後に提出する報告書に、施設及び設備の維持管理業務に関する事項を記載することとした。</p>	<p>措置済</p>